

出荷制限指示後の管理の考え方

ウグイの出荷管理については、岩手県内水面漁業協同組合連合会、気仙川漁業協同組合及び関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、気仙川漁業協同組合及び関係市町に対し、ウグイについて出荷制限が指示された気仙川（支流を含む。）においては、①所属組合員にウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券を購入する遊漁者に対しウグイの採捕をしないよう、また既に遊漁券を購入した遊漁者に対しても同様に周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

気仙川で採捕されたウグイについては市場流通の実態はないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているウグイを流通させないように関係者に周知を図る。